

令和5年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和5年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

<p>採点のポイント</p>	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、 ③要求室等の計画、④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画 ①多世代の交流促進及び効率的な施設管理について配慮した計画 ②ユニバーサルデザインや自然採光に配慮した計画 ③省エネルギー化の実現及びエネルギー自立度を高めた計画</p> <p>(3) 構造計画 ①閉架書庫の構造的特徴に配慮した計画 ②地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画</p> <p>(4) 設備計画 ①一般開架スペースの空調設備計画 ②屋上に設置する設備機器等の計画</p> <hr/> <p>※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は「計画の要点等が完成されていないもの」 ②図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 一般開架スペース、児童開架スペース、閉架書庫、対面朗読室、自習室、ワークルーム、企画展示スペース、セミナールーム、荷解き配本スペース、カフェ、ブックポスト、ポンプ室、消火ポンプ室、PS・EPS、エレベーター、車椅子使用者用駐車場、駐輪場</p> <p>④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
<p>採点結果の区分 (成績)</p>	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：33.2%、ランクⅡ：2.1%、ランクⅢ：22.1%、ランクⅣ：42.6%</p> <p>○受験者の答案の解答状況 ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる ことができる。 ・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求室・施設等の特記事項の不適合」等 ・法令への重大な不適合：「道路高さ制限、北側高さ制限」、「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」等</p>
<p>合格基準</p>	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのウェブサイトに掲載する。